一般廃棄物収集運搬業許可更新申請(個人)の手続きについて

豊川市産業環境部清掃事業課電 話 0533-89-2166 ファケシミリ 0533-89-2197 E-mail seiso@city.toyokawa.lg.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業 の許可更新申請については、以下のとおりとします。

1 許可の更新期間

2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)

2 申請期限

令和6年3月1日(金)まで (添付書類の提出が遅れる場合は、申請書提出時に申し出てください。)

3 提出書類

一般廃棄物収集運搬業許可更新申請書(様式第1)に下記の書類を添付の上、提出してください。

なお、申請書提出時において書類の不備等がない場合であっても、その後の審査の状況によっては、修正や書類の差替え、追加などをお願いする場合がありますので、担当者の所属や連絡先がわかるようにしておいてください。 (書類の作成、提出等を行政書士等に委任したときは、委任状も合わせて用意してください。)

No.	添付書類	
1	使用人の氏名及び住所を記載した名簿【別紙1】 使用人とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める者をいう	
2	事業計画の概要(収集運搬の方法及び作業計画等・使用する一般廃棄物収集運搬車両等の種類) (1) 事業の全体計画・取り扱う一般廃棄物の種類及び運搬量等【別紙2】 (2) 運搬施設の概要(運搬車両一覧・その他の運搬施設の概要)【別紙3】 (3) 収集運搬業務の具体的な計画【別紙4】 (4) 環境保全措置の概要【別紙5】	
3	事務所(事業場)付近の見取図 使用する運搬車両・運搬容器の保管場所付近の見取図	

4	事務所(事業場)の所有権を有すること(使用する権限を有すること)を証する書類 自己で所有しているときは、全部事項証明書(土地)・全部事項証明書(建物) 借用しているときは、賃貸借契約書の写し又は使用承諾書		
5	使用する運搬車両の写真【別紙6】 申請日から3か月以内に撮影したものとする。		
6	使用する運搬車両の自動車検査証の写し 申請日現在、有効なものであること。許可の予定日時点で車検切れとなる車両については、後日有効となったものを提出すること		
7	使用する運搬車両が自己所有でない場合は、リース契約書又は貸借契約書等の写し若しくは使用承諾書等		
8	運搬容器等を使用する場合は、その写真【別紙7】		
9	一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習(一般財団法人日本環境衛生センター主催)又は産業廃棄物に関する講習会(収集・運搬課程)(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催)の修了証の写し 講習会修了日から起算して5年以内のものとする		
10	資産に関する調書【別紙】 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(直近2年分)		
	確定申告書の写し(直近2年分)		
11	住民票の写し 本籍(外国人にあっては国籍)が記載されているもので、個人番号(マイナンバー)の記載を省略したものとする 使用人以外の同一世帯人の記載がないようにすること		
	欠格要件の該当性の判断に係る書類【別紙9】		
12	誓約書【別紙8】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面		
13	使用人がある場合は、その者の住民票の写し 本籍(外国人にあっては国籍)が記載されているもので、個人番号(マイナンバー)の記載を省略したものとする 使用人以外の同一世帯人の記載がないようにすること		
	欠格要件の該当性の判断に係る書類【別紙9】		
14	他市町村における一般廃棄物収集運搬業許可書の写し又は許可状況一覧		
15	愛知県、豊橋市、岡崎市、豊田市において産業廃棄物収集運搬業許可を持つ者は、当該許可書の写し		
16	収集運搬にかかる料金を示す書類 申請日現在の1回あたり又は重量あたりの単価、その他特別料金等の概要を明示したものとする 清掃工場処理手数料等の記載は不要とする		
17	一般廃棄物収集運搬契約者一覧【別紙10】 申請日現在、収集運搬契約を締結している、又は契約見込みの排出者等の詳細を明示すること		

※ 書類はA4版となるよう統一してください。

4 書類作成上の注意事項

(1) 事業の全体計画

事業の計画については、過去の実績等に基づいてその事業内容の見直しを行い、申請が適正なものとなるようにしてください。現行の許可期間中に全く収集運搬実績のない事業については、内容の見直しを必須とします。

なお、収集を行うことのできる区域については、原則として現行の許可区域の範囲 内とします。

(2) 取り扱う一般廃棄物の種類

業務の参考としますので、取り扱う計画がある一般廃棄物の種類を記載してください。

※記載したもののみを許可の対象とするということではありません。

取り扱う一般廃棄物の種類 (例)		搬入先
事業系一般廃棄物	紙屑、木くず、繊維くず、動植物性残渣など	市の一般廃棄物を処理する施設、指定資源化施 設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた施設
	食品循環資源 (一般廃棄物である食品廃棄物)	性状により搬入先を指定する場合があるため、
	道路、公園等の管理作業により除草した刈草等 (作業を実施した事業者から収集運搬を受託 したものに限る)	収集運搬を行う際は事前に豊川市へ相談してく ださい。
家庭系一般廃棄物	引越し、遺品整理等に伴う一時多量ごみ (粗大ごみを含む)であって、排出者から の委任を受けたもの	市の一般廃棄物を処理する施設、指定資源化施 設又は一般廃棄物処分業の許可を受けた施設
	特定家庭用機器一般廃棄物(家電4品目) (家庭から排出されたものに限る)	指定引取場所 (日通東愛知運輸株式会社本社営業所又は岡山 県貨物運送株式会社豊川営業所に限る)
	小型家電リサイクル対象品目 (認定事業者の事業所等へ搬入するものに限る)	
火災により焼損又は消火活動により水損した住宅の家財等であって、分別されたもの (解体に伴って発生する廃棄物を除く)であって、排出者からの委任を受けたもの		性状により搬入先を指定する場合があるため、 収集運搬を行う際は事前に豊川市へ相談してく ださい。
その他の一般廃棄物		
動物の死体 (私有地等における飼い主不明の動物の死体を 廃棄物として処理するもの)		市の一般廃棄物を処理する施設 (豊川市清掃工場)

【注意】

・本市では原則として一般廃棄物の積替え又は保管を認めておりませんので、積替え 又は保管を行う場所の欄には「積替え、保管を除く」と記載してください。なお、一 般廃棄物の積替え又は保管が必要となる事業を計画している場合は、事前に本市へ相 談してください。

・収集または運搬する一般廃棄物の種類(し尿、浄化槽汚泥、ごみ)を変更する場合、 事業の範囲の変更となり、市長の許可が必要となります。許可した種類以外の一般廃 棄物を取り扱った場合は無許可営業となりますので、特に注意してください。

(3) 運搬施設の概要

- ア 運搬車両(一般廃棄物の種類:ごみ)一覧 車体の形状(車種)は原則として、塵芥車(パッカー車)又は脱着装置付コンテナ専用車(脱着ボディ車)とします。
- イ その他の運搬施設の概要 運搬容器とは、脱着装置付コンテナ専用車に装着する一般廃棄物収集運搬用コン テナ等をいいます。

【注意】

・ 事業の全体計画に基づき、取り扱う一般廃棄物の種類、運搬量に対して著しく 過剰な能力とならないよう、相応の車体の形状(車種)、台数及び合計積載量 となるように車両を選定してください。

特に現行の許可期間中に全く収集運搬実績のない者、又は排出者との契約がない者については、登録車両の減車、積載量の減などの見直しを必須とします。

なお、許可更新前の車両台数及び合計積載量を超える車両を申請することは原則として認めておりません。ただし、合計積載量については、車体の形状(車種)の変更及び塵芥車(パッカー車)を更新する際、許可前の積載量を補完する為やむを得ない場合のみ認めますので、事前に本市へ相談してください。(例:塵芥車から脱着装置付きコンテナ専用車に変更する場合。4トン塵芥車から6トン塵芥車へ更新する場合)

・ 現在の体制における収集運搬能力の過不足を判断するため、本市以外の一般廃棄物又は産業廃棄物若しくは専ら再生利用の目的となる一般廃棄物の収集運搬にも使用する車両については、備考欄にそれぞれ「他一廃」・「産廃」・「専ら物」と記載してください。(「産業廃棄物収集運搬車」の表示がされている車両は、基本的に「産廃」と記載することになります。)

(4) 収集運搬業務の具体的な計画

ア 従業員数の内訳

申請日現在で本市の一般廃棄物収集運搬業に従事する者(他の業務との兼務を含む)の人数を職種別に記載してください。

なお、申請者等が自ら業務に従事するときは、兼務する職種の人数の内訳がわかるようにしてください。

イ 従業員名簿について

個人情報保護の観点から、従業員名簿については今回添付を要しないこととしますが、事務所及び事業場に備え、本市からの問合せに応じられるようにしてください。

5 その他の添付書類に関する注意事項

- (1) 所得税の納税証明書及び住民票の写しいずれも発行後3か月以内のものを添付してください。
- (2) 一般廃棄物収集運搬契約者一覧

一般廃棄物の排出状況を把握するため、収集運搬契約を締結した排出者の状況を一覧にまとめてください。

排出者ごとに種類、収集量及び回数(頻度)等の詳細を記載してください。

なお、遺品・家財整理等を行う事業者と提携し、一般廃棄物の収集運搬のみを担当 して行っているときは、その事業者についても記載してください。 (その場合、事業 者は排出者ではありません)

- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可(許可を持つ者のみ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可を有している場合は合わせて提出してください。
- (4) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請書の提出に併せ、一般廃棄物処分業許可更新申請書又は浄化槽清掃業許可申請書を提出するときは、重複する添付書類(定款又は寄附行為、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)等)を省略することができます。 その場合、省略する添付書類の種類を記した書類を提出してください。

6 書類の提出について

- (1) 提出方法 次のうち、どちらかの方法で提出してください。
 - ア 対面による書類受理
 - イ 送付先あてに郵送(申請期限必着)

なお、申請日はあらかじめ記入してください。 (返信用封筒を同封)

【送付先】

〒442-8601 (豊川市役所の個別郵便番号のため、あて名の所在地をすべて省略することができます。) 豊川市産業環境部清掃事業課 計画調整係 あて

(2) 提出部数

提出用(正本) 1部及び返却用(副本) 1部 <u>計2部</u>

- ※ 副本については、コピーでかまいません。
- (3) 許可申請手数料

5,000円

※ 申請書類が提出されましたら納入通知書を郵送又は手渡ししますので、期限内に 納付してください。許可申請手数料の納付日をもって申請受理日とし、申請書の返 却用(副本)に受付印を押印の上、お返しします。

なお、納付期限までに許可申請手数料が納付されないときは申請を不受理とし、 提出された書類をすべてお返しします。

7 審査について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、その他関係法令の他、本市の一般廃棄物処理計画及び本市の定める基準に適合しているかについての確認を行います。審査等の結果、許可基準等に適合する場合は、許可証を交付します。なお、適合しない場合は不許可となりますが、納付した許可申請手数料は還付の対象とはなりません。

8 その他

(1) 本市内で発生した一般廃棄物を他の市町村区域内の処理施設へ運搬して処分しようとする場合、本市と搬入先の市町村との間で事前協議が必要となります。

また、他の市町村区域内で発生した一般廃棄物を本市内へ運搬して処分しようとする場合も、同様に事前協議が必要となります。

いずれも自らの市町村内での処理が困難な場合に限られますので、そのような計画があるときは事前に本市へ相談をしてください。

(2) 許可を受けた事業者は、豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第 11条の規定に基づき、毎月10日までにその前月分の実績報告書を提出してくだ さい。必要事項の漏れや提出の遅延等が続く場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第19条の規定に基づき、立入検査を実施させていただく場合があります。